

# 空き家の利活用をしませんか？



市では、「小樽市空家等対策計画」を策定し、計画の着実な実施に努めているところです。今回は、「空き家利活用推進事業」や空き家の処分に関する制度・取り組みなどについてお知らせします。

## 不動産関係団体との協定 締結

本市ではこれまで、管理不  
全で危険な空き家を法律に基  
づく「特定空家等」に認定し、  
必要な措置を行うなど、各種  
取り組みを実施してきました。  
今後、危険な空き家を増加さ  
せないためには、空き家の利  
活用を推進することが重要で  
す。そこで、昨年8月に本市と  
公益社団法人北海道宅地建物  
取引業協会小樽支部、公益社  
団法人全日本不動産協会北海  
道本部の不動産関係2団体が  
「空家等の利活用推進に係る  
協定」を締結し、空き家の利  
活用を図ることとしました。

## 空き家利活用推進事業

状態が良好で流通の可能性  
がある空き家については、協  
定を締結した2団体と連携・  
協力し、空き家の利活用を推  
進します。これまでの利活用  
対策として行ってきた「空き  
家・空き地バンク」は、所有  
者自らの申し出により売買・  
賃貸を促す制度ですが、本事  
業は、あらかじめ選定した地

区内で、市が空き家所有者に  
対して意向を確認し、同意が  
得られたものについて連携団  
体の不動産会社等に空き家情  
報を提供することで流通を促  
す事業です。これにより、こ  
れまで連絡先がわからず流通  
されなかった空き家について  
も「掘り起こし」が促され、管  
理不全で危険な空き家の増加  
が抑制されるものと期待して  
います。本事業については、今  
年度中から実施する予定です。  
◆お問い合わせは、建築指導  
課空き家対策担当 ☎ 4 1 1  
1 内線 4 3 0、FAX 3 9 6 3  
へどうぞ。

## 特定空家等における除却費用の助成

危険な空き家住宅の解体に対し、除却費用の  
**3分の1**までを助成します。助成の限度額は、  
**30万円**です。

### 対象区域

市街化区域のうち港町、築港、銭函4・5丁目を  
除く区域

### 対象者

- ・住宅の所有者または相続人
- ・市税の滞納がない
- ・暴力団等と関係を有しない
- ・前年の世帯総所得が552万円以下

### 対象となる空き家

(次の条件を全て満たしていること)

- ・専用住宅または延べ面積の半分以上が住宅である兼用住宅であること
- ・危険な状態であること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・所有者および相続人が複数いる場合、所有者および相続人の同意が得られること
- ・故意に破損させたものでないこと
- ・他に補助を受けていないこと
- ・その他にも条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください

### 申し込み

- ・申し込みは5月1日より先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります
- ・既に工事に着手している場合は対象となりませんのでご注意ください

## お持ちの空き家を有効活用 空き家・空き地バンク

空き家・空き地バンクとは、市内にある空き家  
や空き地の物件情報を登録し、市のホームペ  
ージで公開することによって広く周知し、物件の  
有効活用を図る制度です。



※申し込みがあった物件については、不動産業者の協力を得て登録の可否を調査します。登録にはその他条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください。

## 空き家の譲渡所得の3000万円特別控除

相続した空き家を売却した場合に所得税が軽減される制度があります。昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を相続発生から3年後の年末までに耐震改修して売却するか、解体し、更地にして売却する場合に譲渡所得から3000万円が特別控除されます。※特例措置の適用を受けるには、市で必要書類の発行手続きを行い、税務署に確定申告する必要があります。

